

第 13 次 5 カ年計画における中国税制改正 ～低成長下において模索される財政収入確保の方向性～

December 2015



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2015 年 1 月時点で、世界 73 ヶ国に業務を展開し、15,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

中国共産党は、10 月 29 日、第 18 期中央委員会第 5 回総会（5 中総会）を、第 13 次 5 カ年計画（2016～20 年）への提言を採択して閉幕した。ここでは、これまでより緩やかな「中高速の経済成長の維持」を前提とした様々な分野における新たな取組みへの模索が見て取れる。

今回は、このような低成長下における取組みについて、今後中国ビジネスに与える影響等も含めて、5 カ年計画と税制改正という観点から見ていきたいと思う。

I. 1994 年分税制

1. 分税制とは

「分税制」とは、一般的に「政府間財政移転（*intergovernmental fiscal transfers*）」と捉えられ、政府間で移転される資金、もしくは政府間の資金のやり取りをさす。この政府間財政移転とは、効果的な分権化された財政システムの維持のために必要不可欠な制度といわれる。公共政策を、効率性もしくは公平性の観点から効果的に運用するためには、歳出の単位を空間的に細分化し、地域住民のレベルへと近づける必要がある一方で、歳出単位の細分化は財源の偏在や不安定性とともに多くの問題を引き起こすことになる。したがって、このトレードオフを和らげるために、中央で財源を一括して徴収し、細分化された空間単位、つまり地方へ財源を再分配する必要がある。

2. 1994 年分税制及びその背景：改革開放政策に基づく地方分権の進展

1970 年代後半からの鄧小平による改革開放経済の進展は、「一部地域、一部人民が先に豊かになり、その他の地区、その他の人民を導き支援することによりやがて全体が豊かになる」の言葉に代表されるように、地方分権を進めることとなり、結果として税財源の多くが地方政府へ委譲されたため、国（中央政府）の財政力が相対的に弱体化することになった。そこで、税収を中央へ集中し国が再度コントロールし直すという意図で、中央と地方の税収を項目別に分ける「分税制」の導入が図られることになった。

1994 年 1 月 1 日より実施されることとなった中国の「分税制」とは、以下の内容を含むものである。

- ①分権:中央政府と地方政府の間に、事務の権限と財政支出の範囲とを区分する。
- ②分税:中央政府と地方政府の収入区分に関するものである。具体的には 24 の税目（その後 28 に増加）を中央税及び中央地方共有税とする。
- ③政府間財政移転:中央政府の財政収入増加分に応じて、1:0.3 の割合で一定の額を地方政府に返還する。
- ④分離管理:国税と地方税の徴収機構を設立し、中央地方共有税については一旦国税機構が徴収し、地方政府に返還する。

この分税制における最も重要な施策が国税としての増値税の導入であり、現在実施されている営業税の増値税化改革とは、まさに地方税である営業税の国税化として、1994 年に開始された分税制度の最終段階として捉えられる。

3. 地方収入を守るためのアレンジメント

「分税制度」によって大きな焦点となったのは、中央政府と地方政府の税収の分け方であり、その中でもとりわけ新たな税収増化部分の帰属についてどのような割合とするかが焦点となった。結果としては、中央政府が 0.7、地方政府が 0.3 の割合で税収増化部分を享受するものとされ、これは税収規模が拡大すればするほど中央税収が増加することを意味し、国家財政収入の中央集権化を促進することが意図されたものである。

II. 5 カ年計画と税制改正

1. 5 カ年計画と税制改正

中国 5 カ年計画（中国語: 中国五年计划）とは、中央政府が 5 年ごとに経済計画を新たに制定し、この全国統一的な計画に基づいて今後 5 年間の経済運営を管理し、数値目標を含めた国民経済・社会の発展目標を達成しようとするものである。ここでは、中国共産党が中国共産主義の原則に従い経済発展を計画し、成長目標の設定、改革の実践に主導的な役割を果たし、中国共産党中央委員会及び人民大会議本会議を通じて 5 カ年計画が成立することになる。

マクロレベルで国家経済を管理するための重要な手段である租税は重要な構成要素となっており、5 カ年計画において今後 5 年間及びそれ以降の租税政策が示されるものとなっている。

2. 2011年～2015年「第12次5カ年計画」における税制改革

2011年3月、全国人民代表大会で審査承認された2011年から2015年にかけての中国の経済的及び社会的発展を具体化した「第12次5カ年計画」で提示されている税制改正案のうち、主要なものは次のとおりとなっている。

① 増値税・営業税

物品サービス税の体系において、増値税は物品の販売に対して課税され、営業税はサービスの提供、無形資産の譲渡及び不動産の売却に対して課税されている。仕入税額控除（相殺）が認められていない現行の営業税の仕組みは、サービス提供に対し二重（多重）課税をもたらす、サービス産業の発展の妨げとなっていることから、増値税の適用範囲を全ての物品及びサービスにまで広げ、営業税を段階的に廃止する。

② 消費税

現行法上消費税の対象となっている物品の一部は今や「ぜいたく品」とみなすことができず、もはや消費税の対象とはならないものである。貴重な資源の過剰使用を減らす目的で、消費税の適用範囲を広げ、高エネルギー（資源）消費製品及び環境汚染製品を含める可能性がある。

③ 資源税及び環境保護税

資源税の適用範囲が拡大され、課税標準が修正される。また、現行法上天然資源に課されている一定の付加金が撤廃されるか、資源税に組み込まれる。現行の汚染物質の排出に対する付加金が汚染物質排出にかかる環境税に置き換わる。

3. 本年中（2015年）に予想される税制改正

2015年は第12次5カ年計画の最終年に当たり、国務院からの強い指示を受け、本年中に不動産、金融、生活サービスの3大分野を含む、営業税から増値税への全面的な変更が予定されているといわれている。ここでは不動産、金融、生活サービスの3大分野について、その適用税率と現在予想されている主要な枠組みについて見ていく。

① 不動産・建設

適用税率：11%

- (1) 土地払下金については差額徴税政策適用。
- (2) 不動産業及び建築業にかかわる既存契約については経過措置を採用。
- (3) 購入不動産にかかわる仕入税額については10年均等控除。

② 金融業界

適用税率 6%

- (1) 貸付利息については収入総額を課税標準とする。
- (2) 銀行間貸付利息についても収入総額を課税標準とする。
- (3) 金融商品売買については課税範囲としない。
- (4) 銀行間借入利息については仕入税額控除適用。
- (5) その他の借入利息については仕入控除が認められない。

支店の数が多いことを考慮し、省ごとに総合納税となる。

③ 生活サービス

適用税率 6%

- (1) 飲食、宿泊業については収入総額を課税標準とする。
- (2) チケットエージェントと旅行代理店について、差額徴税政策を適用。
- (3) 飲食、宿泊サービスの受領者はその仕入税額について控除が認められない。

III. 第13次5カ年計画

1. 第13次5カ年計画

中国では2012年、労働年齢人口が数十年ぶりに減少に転じたことから、高齢化への対応、とりわけ経済成長に必要な労働年齢人口の確保、懸念される社会保険の負担者確保の問題への対応が急がれている。この

ような状況を背景として、5 中総会では第 13 次 5 カ年計画（2016～20 年）への提言が採択され、6～7%程度の国内総生産（GDP）成長率を意味する「中高速成長」を 20 年まで維持する方針が採択された。そして、当該方針の下消費主導での GDP 倍増を実現するため、さらに以下のような内容が盛り込まれた。

①家族政策の変更

全ての夫婦について第 2 子を持つことを認める。

②保険制度の適用対象拡大

高齢者向け保険制度の適用対象を全人口に拡大する方針を採択。なお、財源については公的基金の活用が言及されている。

③政策目標の設定

今後 5 年間で、経済成長に占める消費の割合の大幅な増加を目指す。

2. 第 13 次 5 カ年計画において予想される税制改正

上述のような計画を財政支出面で支えるために、中国共産党は向こう 5 年間で以下のように財政・課税システムを近代化し、改善する方針を明らかにした。

①税目の調整

1994 年税制改革後、中国税制の構造は合理化及び簡素化が進められ、1994 年当時 24 種類あった税目は 2015 年には 18 種類に減少した。今後もさらに効率的な税制となるように、以下のような税目の調整を図る。

- ・ 現行の増値税及び営業税について、物品サービス税として統合し、税制の簡素化を行う。
- ・ 社会保険税として社会的費用の徴収機関を税務機関に統合し、行政機関の簡素化を行う。
- ・ 新不動産税として、既存の細分化された不動産にかかわる税制の簡素化を行う。
- ・ 環境保護税の導入について、より詳細な検討を行う。
- ・ 相続税導入の必要性についても検討を行う。

②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整

2013 年を例にとると、中国全体税収約 11 兆元の内 56.4%が増値税、営業税等の取引税収入であり、企業所得税、個人所得税等の所得税収入は 30.0%、不動産税、都市土地使用税等の財産税収入は 9.3%を占めている。

これに対して、2012 年の米国、日本、フランス、ロシア、タイ、エジプト、チリ 7 カ国の全体税収に占める所得税収入はそれぞれ 61.7%、46.9%、38.8%、32.5%、41.3%、44.0%、32.9%となっており、世界的には所得税収入の占める割合が高いことが見て取れる。

中国においても所得税収入割合を今後継続して上昇させることにより、よりバランスの取れた税収確保を図るとともに、今後、企業所得税、個人所得税等の管理強化が実施されていくことが予想される。したがって、中国における日系企業もその影響を受けることが考えられる。

③中央税収、地方税収、中央地方共通税収バランスの調整

中央税収及び中央地方共通税収の確保を図りつつ、中央マクロコントロール能力維持を前提とした直接権限の適切な委任の下、各省、自治区、市町村に権限を委譲していくことが検討されている。

IV. 結びにかえて

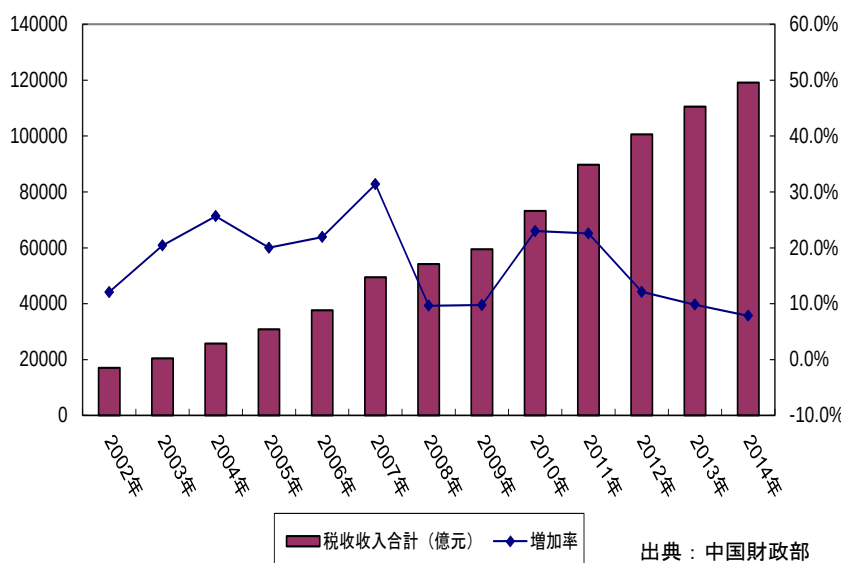
中国近代の偉大な文学者、言語学者、歴史学者であり、評論家でもある林語堂は、その著書で「古代の政治制度を研究すると、中央政府と地方政府との間に、常に権力のバランスの問題が存在したことがわかります。周唐においては、地方分権の傾向が強く、秦や魏においては、中央集権に傾きがちでした。中央集権がすぎると、宮廷に密着したわずかの姦臣が、皇帝を道具として権力をほしいままにする結果となり、一方地方分権がすぎると、地方の長官が強大な力をもつようになり、反旗をひるがえす結果ともなりました。だから偉大な政治家は、国家が繁栄の絶頂にある間に、腐敗と衰退の原因に対処して、先見の明を示すものがあります。」と記している。

近年、中国経済全体では GDP の伸びが 10% を下回り継続して減少傾向にあるが、次の図の通り、税収の伸びにおける減少傾向はさらに著しいものとなっており、中国経済全体に占める税収割合は減少に転じている。

税収の伸び鈍化が GDP 成長率の鈍化とマッチすれば良いが、現実には、GDP 成長が鈍化すればするほど景気刺激策としての財政出動に対応するための歳入を確保する需要が高まり、国債発行等により埋め合わせを図らざるを得ないことが予想される。

さらに、教育、社会保障等が大きな割合を占める財政支出は、経済の発展に伴い支出の伸びが一層進むものといえる。今後いかに財政収入を確保するかという問題は、ますます国家の根幹にかかわる重要問題としての性質を帯びてくるものと考えられる。

【中国税収の伸び】



1994 年の分税制導入より 20 年を経て、税収面での中央集権化を完了すると同時に、再度経済再建に向けた取組みを行わなければならないという社会的局面に対して、中国経済の将来を占うという観点もさることながら、現代の偉大な政治家はどのように挑むのかという歴史的観点からも、今後、中国の税制改革からはますます目が離せなくなることは間違いない。

以上

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2015 年 12 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

Japan Desk BEIJING OFFICE

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント

Tel. +86 10 8429 8078

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

901 City champ Building

No.12 Tai Yang Gong Zhong Lu, Chao Yang District,

100028, Beijing, China

Tel. +86 10 8429 8078

Fax. +86 10 8429 8081

More informations on
www.mazars.cn